

# 高円宮杯 JFA U-18 サッカー2018北海道 ブロックリーグ道北 3部 開催要項

- 1 主 旨 日本サッカーの将来を担うユース(18歳以下)のサッカー技術の向上と、健全な心身の育成を図ることを目的とし、第2種加盟チームが参加できる大会として本大会を実施する。
- 2 名 称 高円宮杯 JFA U-18 サッカー2018北海道 ブロックリーグ道北 3部
- 3 主 催 公益財団法人 北海道サッカー協会
- 4 主 管 高円宮杯 JFA U-18 サッカー2018北海道ブロックリーグ道北実行委員会、旭川地区サッカー協会・同2種委員会、道北地区サッカー協会・同2種委員会、宗谷地区サッカー協会・同2種委員会
- 5 後 援 公益財団法人日本サッカー協会、北海道、北海道教育委員会、北海道高等学校体育連盟、公益財団法人北海道体育協会
- 6 期 日 平成30年4月21日(土)～9月23日(日) 計14節  
1部・前期 第1節 4月21日(土) 1部・後期 第8節 6月3日(日)  
第2節 4月22日(日) 第9節 6月10日(日)  
第3節 4月28日(土) 第10節 6月24日(日)  
第4節 4月30日(月) 第11節 7月22日(日)  
第5節 5月3日(木) 第12節 9月9日(日)  
第6節 5月6日(日) 第13節 9月16日(日)  
第7節 5月13日(日) 第14節 9月23日(日)
- 予備日 前期 5月4日(金)、5日(土)、6月16日(土)、17日(日)  
後期 7月14日(土)、15日(日)、16日(月)、8月18日(土)
- 7 会 場 参加各高等学校サッカー場、旭川市東光スポーツ公園、稚内若葉公園サッカー場、名寄健康の森サッカー場、ほか(会場変更の場合あり)
- 8 参加資格 ① (公財)日本サッカー協会に2種登録した加盟チームもしくは準加盟チームであること。  
② ①項のチームに各節までに登録された選手であること。  
③ (公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別チームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることもできる。なお、本項の適用対象外となる選手の年齢は第3種年代とし、第2種およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。また、上記①で登録したチームの第2種登録した女子については、参加することができる。  
④ 高等学校チームにおいては、学校長および当該地区サッカー協会長の承認を受けたチームとする。その他のチームにおいては、学校もしくは組織を代表する者および当該地区サッカー協会長の承認を受けたチームとする。  
⑤ 連日の試合に耐えうる健康体であること。
- 9 参加チーム 旭川西高校 名寄高校  
旭川南高校2nd 富良野緑峰高校  
富良野高校 旭川農業高校  
旭川龍谷高校
- 10 競技規則 ① 平成30年度(公財)日本サッカー協会制定「競技規則」による。  
② 協会登録選手の中から各節ごとに20名の選手を登録できる。  
③ 選手交代は競技開始前に登録した9名の交代要員の中から5名までとする。  
④ リーグ戦で3度の警告を受けた者は、次の試合に出場できない。但し、この規定はこのリーグのみの停止とする。  
⑤ 退場処分を受けた者は、「12.懲罰」の項目にあるとおりとし、その後の処置については、本大会の大会規律委員会が決定する。  
⑥ ユニフォームについては、(公財)日本サッカー協会のユニフォーム規程に従うものとする。
- 11 競技方法 ① リーグ戦方式とする。前期1回戦、後期1回戦。  
② 試合時間は90分(ハーフタイムのインターバルは15分)とする。  
③ 順位の決定は次の順序により決定する。  
1.勝ち点(勝3点、引分1点、負0点)、2.得失点差、3.総得点、4.当該チームの対戦成績、5.同得失点、6.同総得点、7.抽選  
※不戦敗の扱いは●0-5とする。
- 12 懲罰 ① 本大会は、(公財)日本サッカー協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。  
② 本大会とプリンスリーグ参入戦は懲罰規定上の同一大会競技会とみなし、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分はプリンスリーグ参入戦において順次消化する。  
③ プリンスリーグ参入戦に進出しないチームにおける、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は直近の公式戦において順次消化する。
- 13 参加申込 ① 参加申込書に登録できる人数は、引率教員もしくはチーム責任者1名、監督1名、スタッフ5名、選手全員、マネージャー2名とする。(ただし、40名を超える場合はシートを加工して記入しても良い)  
② 本大会の大会参加料は80,000円とする。半期のみの参加は40,000円とする。  
③ 参加チームは参加申込書をパソコンで作成し、エクセルデータをメールで送信すること。  
また、大会参加料は監督会議に職印を受けた申込書原本とともに提出・納入すること。  
○参加申込書の送付先 〒070-0036  
旭川市6条通11丁目 旭川東高校内  
旭川地区サッカー協会

- ④ 申込期日 平成30年4月16日(月)  
⑤ 選手の(公財)北海道サッカー協会への追加登録は各節の3日前、事務局までに完了されなければその選手は出場できない。

- 14 追加登録および移籍 追加登録および移籍は、所属地区協会通じ、所定の追加用紙を上記申込先へメールで提出すること。申請期限は各節3日前17時までとする。
- 追加登録および移籍選手は、次の手続きが完了した時点で出場できる。  
1、チームの指導者は(公財)日本サッカー協会ウェブの登録、移籍手続きをし、所属地区協会に登録料を支払う。  
2、各地区協会は(公財)日本サッカー協会ウェブの登録、移籍手続きをし、(公財)北海道サッカー協会に登録料を支払う。  
3、(公財)北海道サッカー協会は(公財)日本サッカー協会に登録・移籍申請手続きをする。
- 15 選手の移籍 プレミアリーグおよびプリンスリーグ参加チームは12名のプロテクト選手がいる。その対象選手は、下位のリーグにはウインドが開きプロテクトが解除されるまで出場できない(残りの選手は予め下のリーグに選手登録しておくことにより制限なく出場できる)。1～3部に複数チームが参加しているチームにおいて、1～3部間の選手の移動は可能とする。ただし、同じ節での出場は不可とする。
- 16 監督会議 ① 日時 平成30年 4月21日(土) 19時00分  
② 会場 旭川東高校 第2・3会議室
- 17 ユニフォーム ① ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携帯すること。  
② ユニフォームの色は参加申込以後の変更は認めない。  
③ ユニフォームへの広告表示については、(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合にのみこれを認める。ただし、(公財)全国高等学校体育連盟加盟チームは、連盟規定により、チーム役員も含めユニフォームなどの衣類に広告表示することは認めない。  
④ その他の事項については、(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に従うものとする。
- 18 その他 ① このリーグ戦参加チームは必ず帯同審判員を1名以上帯同しなければならない。また、ユース審判も2名以上登録・帯同することをリーグ戦参加の条件とする。  
② 各チームの登録選手は、原則として本協会発行の選手証を持参しなければならない。ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。  
※選手証とは、本協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。  
③ 原則として、各試合競技開始時間の70分前に代表者ミーティングを開催し、メンバー登録用紙の回収、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の説明を行う。  
④ 参加選手は、傷害保険に加入し、大会での傷害に対応すること。  
⑤ 1～3部リーグに1つのチームから複数のチームが参加している場合、上のチームを下位のチームが越えて上のリーグに参加することはできない。1・2部リーグにおいては、同じリーグに1つのチームから複数のチームが重なって参加することはできない。  
⑥ 本リーグ1部2部の入れ替え方法は以下の通りとし、詳細は別途昇降格規定に定める。  
(ア) 1部8位と2部後期1位は自動入れ替えとし、1部7位と2部後期2位は入れ替え戦によって昇降格を決定する。  
※2部後期上位2チームは2ndチームを含めて4位以内であること。  
(イ) 1～3部に所属する、2nd・3rdチームは本リーグ終了時に1stチームに昇格の可能性のある場合のみ上のリーグへの昇格権利を得ることができる。  
⑦ 本リーグ2部3部の入れ替え方法は以下の通りとし、詳細は別途昇降格規定に定める。  
(ア) 前期1回戦後に2部下位2チームと3部上位2チームは入れ替わる。  
(イ) 後期1回戦後に2部下位2チームと3部上位2チームは入れ替わる。  
※(ア)・(イ)において3部上位2チームは、2ndチームを含めて4位以内であること。  
⑧ 参加チームは、傷害保険に加入し、大会の傷害に対応すること。  
⑨ 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は本リーグ実行委員会、主管地区協会、競技委員長、審判委員長で協議の上、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。  
⑩ 本大会要項に規定されていない事項については本大会実行委員会に於いて協議の上決定する。
- 19 付 則 ① 本リーグの運営を円滑にするために実行委員会を置き、業務を遂行する。なお、この実行委員会規定は別に定める。  
② 全体統括者1名、会計責任者1名、審判責任者1名を置きリーグを運営する。